

What's New

経営サポートナビ

Management
Support
Navigation

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

2022.11
VOL.22

TOPICS

融資に強くなる講座

ゼロゼロ融資がゼロゼロでなくなるのはいつ？どうすればいい？

事業承継入門講座

自社株買って何？

税制改正コラム

令和5年度税制改正要望と改正の動向

助成金活用ガイド

65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）



認定支援機関の能力向上を支援

経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

02

注目の中小企業支援制度

中小企業向けの公的制度をご紹介します

03

経営情報ブログ

パワハラで訴えられたら企業はどう対応すべき？
リスクと対応方法について解説

05

融資に強くなる講座

ゼロゼロ融資がゼロゼロでなくなるのはいつ？どうすればいい？

07

事業承継入門講座

自社株買って何？

09

税制改正コラム

令和5年度税制改正要望と改正の動向

11

助成金活用ガイド

65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

建物・機械の設備投資も法人税の特別償却の対象に！

地域経済牽引事業計画

< 地域経済牽引事業計画とは >

地域未来投資促進法および国の基本方針に基づいて市町村及び都道府県が策定した基本計画に沿って、各事業者が策定する地域経済牽引事業に関する事業計画のことです。地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業は、税制支援や金融支援その他、規制の特例措置等の支援措置を受けることができます。

承認後に受けられる税制支援をピックアップ

1：地域未来投資促進税制

地域経済牽引事業計画に従って**建物・機械等**の設備投資を行う場合に、法人税等の**特別償却(最大50%)**または**税額控除(最大5%)**を受けることができます。措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、**国(主務大臣)による課税特例の確認**が必要となります。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・付属設備・構築物	20%	2%

課税の特例の対象となり得る設備投資のタイミング

- ・「着工」は、地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要
- ・「取得」は、確認書の「交付後」であることが必要

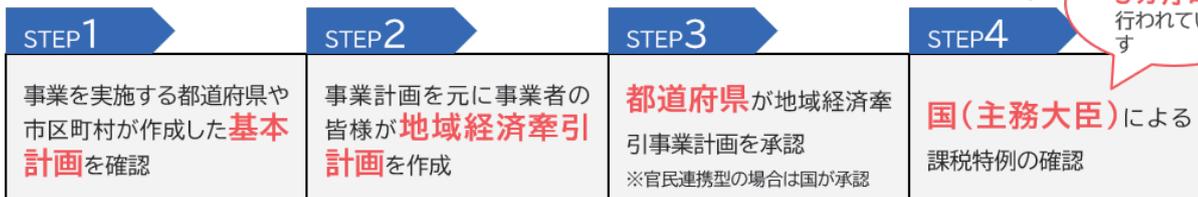
< 課税特例の要件 >

- ① 先進性を有すること
- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高い

< 上乗せ要件 > (平成31年度以降に承認を受けた事業が対象)

- ① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ② 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

計画申請から承認・税制活用までの流れ

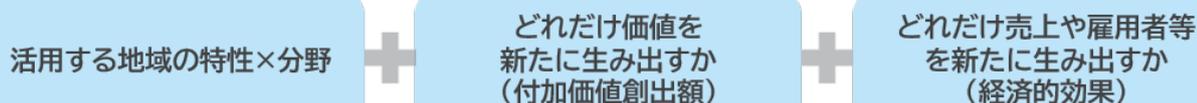


2：固定資産税・不動産取得税の減免

地方自治体によって、各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、**固定資産税・不動産取得税の減免**を受けられる場合があります。制度の有無や内容は、各都道府県・市町村にお問い合わせください。

事業計画の承認を受けるためには

基本計画に沿って下記の要件などを記載し、都道府県に申請が必要！



パワハラで訴えられたら企業はどう対応すべき？ リスクと対応方法について解説



作成者：株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

近年、パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が中小企業においても義務化されるなど、パワハラに対する考え方・対応方法は、年々厳しくなっています。

企業がパワハラで訴えられた場合、「使用者責任」による損害賠償が請求されることもあり、パワハラに対する対応は適切におこなわなければなりません。

企業におけるパワハラ問題のリスクと対応方法について解説します。

■ 企業におけるパワハラとは

企業におけるパワハラとは、上司と部下など「優越的な関係性を背景とした言動」により、「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」で「労働者の就業環境が害される言動」を指します。

◎ パワハラの代表的な類型

パワハラに該当する行為は、大きく6つの類型に分けられています。

- ・精神的な攻撃
- ・身体的な攻撃
- ・過大な要求
- ・過小な要求
- ・人間関係からの切り離し
- ・個の侵害



【参考】パワーハラスメントの定義について | 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/000366276.pdf>

■ パワハラで訴えられたときの企業における対応

企業がパワハラで訴えられたときの取るべき対応について解説します。

◎ ヒアリングをおこなう

企業において、「パワハラ」で訴えられたとき（相談・申告があったとき）は、相談者、行為者、第三者とのヒアリングをおこないます。

相談者とのヒアリング

相談者とのヒアリングをおこなう際は、相談者が、「パワハラについて相談したこと」を理由に、社内でも不当な扱いを受けることのないよう、相談した行為および相談内容について秘密を守ること、不当な扱いを受けないことを説明します。

相談を受けるときは、「聞く姿勢」に重点を置き、相談者の心情に配慮しましょう。

また、ヒアリングが意味のあるものとなるように、あらかじめ「記録表」を用意し、「いつ、誰が、どのようにして、どのような内容で、パワハラが起きたのか」についてヒアリング・記録をおこないます。

行為者とのヒアリング

行為者とのヒアリングは、ヒアリングの仕方によっては被害が拡大

してしまうこともあるため、事前に、相談者に「行為者とのヒアリングをおこなう」ことを伝えておくなど十分に配慮する必要があります。

また、事実確認が取れるまでは行為者と決めつけることはできません。

そのため、ヒアリングをおこなう際は初めから「行為者」という先入観をもたず、適切にヒアリングをおこない、行為者に対しても「聞く姿勢」を保つように心がけましょう。

第三者とのヒアリング

パワハラでのヒアリング（事実確認）をおこなう際は、相談者と行為者だけでなく、第三者にもヒアリングをおこないます。

第三者にヒアリングをおこなう際は以下の点に注意して、相談者のプライバシーを保護しましょう。

- ・相談者に、第三者とのヒアリングを実施することを伝える
- ・第三者の人数は少数にとどめる
- ・第三者に対し、「守秘義務」を課す

◎ 事実について判断・適正な措置の決定

ヒアリング（事実確認）をおこなったあとは、行為者に対する適正な措置の決定をおこないます。

内容や状況に応じ、相談者と行為者の関係改善に向けた援助や、配属・配置の配慮、行為者への謝罪などの適切な措置を取ります。

◎ 再発防止の取り組み

パワハラ問題が起きたときは、再発防止に向け、改めて職場における「パワハラ防止策」を見直す必要があります。

再発防止の具体的な取り組みとして、以下の取り組みを実施しましょう。

- ・パワハラに関する理解・意識を深めるための講習会などを設ける
- ・パワハラについての企業の方針および、パワハラ行為者に対する処分について、就業規則などで明確化し、従業員への周知を徹底する

また、行為者に対する再発防止策として「どのような行為がパワハラにあたるのか」ということを、改めて認識させることが重要です。

■ パワハラかパワハラでないかの判断基準

パワハラで訴えられたとき、相談内容が「パワハラに該当するかわからないか」の判断は明確な判断基準を理解していないと難しいといえます。

パワハラにあたるかどうかを判断する際は、以下の基準に従い、判断をおこなしましょう。

◎ 部下の指導・教育目的かどうか

上司の言動が「厳しいもの」であった場合、その行為がパワハラであるか、指導・教育目的であるのか、判断はつきにくいといえ

ます。

しかし、業務における不正や不注意による大きなミスなど、場合によっては「厳しい指導」が必要な場合もあります。

そのため、上司の行為が「上司として指導・教育」のために必要であるとみなされる行為は、パワハラとみなされる可能性は低いですが、たとえ、指導・教育目的であっても指導・教育行為とは著しくかけ離れた行為であれば、パワハラとみなされる可能性が高くなります。

◎ 業務遂行に必要な言動かどうか

医療現場や作業現場など「人の命、または自身の命にかかわる業務」が中心となる業務の場合、「緊急性」がとれないやすく、指導・教育方法も、厳しくなる傾向があります。

そのため、緊張感や責任感の欠落により、「命にかかわる業務」でミスを繰り返す場合は、上司から「厳しい指導・忠告」がおこなわれたとしても、業務上必要である指導とみなされ、パワハラには該当しない可能性が高いといえます。

◎ 攻撃的な内容かどうか

業務上必要である指導・教育の範囲を超えて「人格を否定するような言動」や「挑発的な言動」は、パワハラとみなされる可能性が高いといえます。

人によって言葉や行為の受け方は異なるため、自分にとっては「たいしたことのない発言」であっても、人によっては「深い傷を負い、病んでしまうほどの発言」となることを念頭に置き、パワハラに該当するかどうかを判断することが大切です。

■ パワハラ対応を適切におこなわないとどうなる？

パワハラ対応を適切におこなわないと、さまざまなリスクやトラブルが発生します。

◎ パワハラに対する誤った対応

パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）により、職場におけるパワハラ対策が義務化されています。

そのため、企業はパワハラ問題が起きたとき、適切に対応をおこなわなければならない、以下の誤った対応をおこなわないように注意しましょう。

- ・パワハラ相談を無視・放置する
- ・適切な事実確認をおこなわない
- ・事実確認を無視して、パワハラについて判断・処分の決定をおこなう

◎ パワハラ対応を誤ったときの企業が負うリスク

企業がパワハラ対応を誤った場合、「損害賠償請求」や「信頼損失」などのリスクが生じます。

損害賠償請求

企業がパワハラ問題に対して適切な対応を怠った場合、「安全配慮義務」や「使用者責任」により、損害賠償を請求されることもあります。

実際にパワハラ問題により企業が問われた法的な責任の例では、企業に対し、1,000万円以上の損害賠償が命じられたケースもあります。

企業の信頼損失

パワハラ問題に対して、適切な予防策・対応策を取らなかったことで、従業員や社会からの信頼を失うリスクがあります。

企業の社会的信頼を守るためにも、パワハラ問題は適切に対応しましょう。

■ パワハラで訴えられないためには

企業がパワハラで訴えられないために、以下の取り組みを通し、日頃から「パワハラ問題に対応できる環境」を整備しておきましょう。

◎ パワハラに関する方針の明確化

パワハラに関する企業の方針を明確化しておくことで、万が一、パワハラで訴えられたときでも迅速かつ適切な対応を取りやすくなります。

相談窓口などの体制の強化

「相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること」は「労働施策総合推進法」におけるパワハラ防止対策の講ずべき措置として定められています。

相談窓口の運営方法も踏まえ、相談者がいつでも相談できるよう、体制を整えておきましょう。

就業規則などの規定管理

パワハラ問題が起き、行為者に対する適切な措置をおこなうとき、「就業規則」などの規程で「どのような行為に対し、どのような措置をおこなう」のか、具体的に定めておくことが大切です。

就業規則や諸規程において、あらかじめパワハラ的事项について定めておくことで、「抑止力」としても機能します。

不定期でおこなわれる法改正も踏まえ、就業規則や諸規程は定期的に見直しましょう。

■ まとめ

パワハラ問題は日頃から予防策を講じていたとしても、100%回避できるとは限らず、思わぬトラブルにより、企業が訴えられてしまうこともあります。

損害賠償の負担や社会的信頼を損失しないためにも、「就業規則や規程の管理」をはじめとする規程管理の整備やパワハラ防止策の取り組みを徹底しましょう。

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する

<https://www.fmclub.jp/blog>

■ F&M CLUB について知る

<https://www.fmclub.jp/>



ゼロゼロ融資がゼロゼロでなくなるのはいつ？ どうすればいい？

■ ゼロゼロ融資の終了は来年5月

新型コロナウイルス対策として政府が始めた実質無利子・無担保のいわゆる「ゼロゼロ融資」は2020年5月に始まりました。ゼロゼロ融資は、コロナで売上げが減った中小企業を対象に、金融機関が担保なしでお金を貸し出す制度。3年間、借入れ金利は国や都道府県が負担し、また同じ期間の3年間は元本を返済しなくてもよい「猶予期間」が設けられた特例の融資制度です。中小企業庁によれば、融資実績は令和4年6月末時点で約234万件、42兆円に上ります。42兆円というとメガバンク1行分に並ぶ大規模な融資が実行されたこととなります。

金利を負担するための国の予算として約1.8兆円が計上されました。こうした手厚い支援の効果で、倒産件数は歴史的な低水準に抑えられていました。帝国データバンクによると、令和3年度の企業倒産（負債1,000万円以上）は5,916件と前年度より2割近く減り、約半世紀ぶりに6,000件を割り込んだそうです。

こうした巨額の予算措置を投じて中小企業の資金繰りを支えてきたわけですが、このゼロゼロが終了する3年後はいつなのかというと2023年5月からということになります。中小企業の返済と利払いが本格化するわけですが、コロナの影響が長引くなどして資金繰りの改善はなかなか進んでおらず、倒産はすでに増加傾向にあります。



コロナウイルス関連の影響もさることながら、今年の春以降、物価高や円安の影響もあって倒産件数は、

8月は前年同月より44件多い493件と4カ月連続で前年同月を上回っています。4カ月連続での前年同月超えはコロナ下で初めてだそうです。

その中で、ゼロゼロ融資を受けた企業の倒産も増え、1～8月で253件と昨年1年間(166件)の1.5倍になっています。借入れをしてもコロナ禍で売上げが回復せず、結局資金繰りが追いつかなくなったとみられています。

■ 今後の受け皿として「伴走支援型特別保証制度」を拡充

こうした、資金繰り改善がなかなか進まない中小企業者に対して、新たに期待されているのが、今年10月から制度が拡充された、全国の信用保証協会の保証制度である伴走支援型特別保証制度です。

一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関と「経営行動計画書」を作成したうえで、金融機関から継続的な伴走支援を受けることを要件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げてくれる「伴走支援型特別保証制度」が2021年4月1日より開始されています。この制度が、コロナの影響の長期化を踏まえ、当初2022年2月に保証限度額を4,000万円から6,000万円、中小企業者の前向き投資を促すため、2022年10月に保証限度額が6,000万円から1億円に引き上げられました。

制度概要

保証限度額	1億円
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料率	原則0.2%(国による補助前は原則0.85%)
売上減少要件	▲15%以上
その他	・経営行動計画書を作成すること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること(原則四半期に1度)等

参考：中小企業庁ホームページ

この制度の特徴としては、10年間の融資期間の中で最大5年間の据え置き期間の設定が可能となっています。保証料率は最低となる0.2%となっています。金利は金融機関所定となっているため、金融機関としては金利負担増加に苦しむ中小企業に対して、弾力的な対応が出来る制度設計になっています。

ただし、要件としては、次のいずれかの要件に該当し、かつ**経営行動に係る計画**を策定している中小企業者とされています。

1. セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）の認定を受けていること
2. セーフティネット保証5号の認定（売上高等の減少を要因とするものに限る）を受け、かつ次のいずれかに該当すること
 - (1) 売上高等減少率が15%以上であること
 - (2) 売上高等減少率が15%未満の場合、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
3. 次のいずれかに該当すること
 - (1) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること
 - (2) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

さて、この要件に記載されている「**経営行動に係る計画書**」とはどんなものでしょうか？

記載項目、内容からしてそれほど作成が難しい計画書では無さそうです。

経営行動計画書

1. 事業内容

2. 経営計画

3. 財務計画

4. 経営者のプロフィール

5. その他

引用：中小企業庁ホームページ

■ ゼロゼロ融資の受け皿に

保証限度枠が1億円になったことから、金融機関としては、新たな資金繰り改善のための追加融資や、ゼロゼロ融資の借り換えが可能とされているので、来年5月の返済負担開始を睨んで、この制度を受け皿にしようともくろむ金融機関も増えてきています。ただし、コロナ関連の特別融資を借り換える際には危機関連保証とセーフティネット保証4号の認定による特別保証の融資はこの伴走型支援型特別保証に借り換えることができますが、セーフティネット保証5号から伴走支援型特別保証制度への借り換えはできませんので注意が必要です。さらにセーフティネット保証4号の認定制度は当初令和4年9月末で終了の予定ですが、令和4年12月末までに延長されました。この4号の制度が12月末で終わるとなると、同時に伴走支援型特別保証も使えなくなる可能性があるため、ここも要注意です。よって来年5月を待たずして、早めに伴走型支援型特別保証を最大限に利用しましょうと提案をしている金融機関もあります。

資金繰りに不安のある事業者様は、取引金融機関の担当者に一度相談されてみるのも良いかと思います。



経営革新等支援機関推進協議会 エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。

自社株買って何？

自社株買って何？中小企業でも自社株買いをする会社があるそうだけどどんなメリットがあるの？またデメリットは？

■ 非上場企業においても自社株買いをすることは可能

そもそも、株式会社が発行している株式をその発行体である会社自身が買うのはイレギュラーな行為のように感じますね（以前は、一度払いこまれた資本金は、会社の債権者保護の観点から維持する必要があるとされており、原則として自社株買いは禁止されていました）。

この、自らの株式を買い取る「自社株買い」ですが、上場企業だけでなく、非上場企業でもよく見受けられます。それではどんな時に、非上場会社が自社株買いを行うのでしょうか？また どのようなメリットを得られるのでしょうか。

会社が、「買い主」ならば「売り主」は株主となります。それぞれの立場にメリットがあるので、この自社株買いが行われます。

それでは、その双方のメリット・デメリットについて整理してみましょう。

■ 買い主（会社側）のメリット

経営の安定化

非上場企業で会社設立時、共同経営をもくろんで、複数の他人同士が株主になっている会社があります。株主数が多いと、経営に意見されたり、介入されたりすることが増えるので、経営効率が低下することもあり得ます。

こうした不安定化、非効率化を避けるために自社株買いを行うことで、株式の集約、分散化を防止し、経営を安定化させるケースがあります。

株主への利益還元

企業が自社株買いを行った場合、企業が保有する株式については議決権が認められません。さらに、発行済株式総数からマイナスされることになり、一株あたりの利益が増えます。となると、一株あたりの評価は高くなり、既存株主が保有する株式の時価価値も向上することになります。

■ 売り主（株主側）のメリット

株主の売却ニーズに応じるため

株式を保有していた個人の株主が、相続や贈与等の何らかの事情により株式を現金化したいというニーズに対して、非上場企業の場合には、自由に株式を譲渡できる市場がなく、一般的に売却が困難な場合が多いので、保有する株式を売却して現金化したいと思う株主が、株式の発行元である企業に対して、保有する株式の買い戻し請求をし、株式を現金化するケースがあります。

株主は保有していた非上場株式を現金化することができ、企業としても見ず知らずの第三者に株式を譲渡されず、自社株買によって株主数が減少し、株主管理が効率的になり、株式の分散化を抑制できます。

株主への利益還元のため

前述したように、企業が自社株買いを行った場合、企業が保有する株式については議決権が認められません。加えて、発行済株式総数からマイナスされることになり、財務指標である一株あたりの利益が増え、結果として、株式の価値が増加するため、株式を保有する株主への利益還元になるととらえることができます。

上場企業などが自社株買いを行うと株価が上昇したりするケースはこの場合に該当します。



役員・従業員への報酬の支払い手段として活用するため

自社株買いを行って保有株式を増やし、ストックオプションなどを通じてその自社株を役員や従業員に付与するケースもあります。

役員や従業員は自社株を取得することで株主にもなり、業務を通して企業価値を高めることができれば、個人資産も増加することになります。企業への貢献や自身の働くモチベーションの向上にもつながることが考えられます。

では逆に、自社株買いは売り手である株主、自社株を買取った会社双方にどのようなデメリットがあると考えられるのでしょうか。

■ 売り主（株主側）のデメリット

みなし配当の可能性

売主が会社に売却した利益は「みなし配当」に該当し、納税が必要となる場合があります。株主は会社から配当金を受領しているわけではないのですが、株主に対する利益の分配を行ったとみなされて課税される税制を「みなし配当課税」といいます。みなし配当の金額は、受け取った売却代金から、その株式に対応する資本金などを差し引いた額となり、計算式は次のようになります。

みなし配当の額＝売却代金－売却株式に対応する資本金等の額

（例）個人株主 A が 500 万円で保有していた B 社の株式を、B 社は 1 億円で自社株買いした場合（B 社株の譲渡時の資本金等の額は 5,000 万円とする）

通常の株式譲渡であれば株主 A は出資相当額の 500 万円と譲渡時の 1 億円との差額が譲渡益になりますが、自社株買いを行った場合には、みなし配当となり、考慮する必要があります。やや複雑にな計算になりますが、自社株買いを行った時点の売却株式に対応する B 社の資本金等の額 5,000 万円と、取得時の価額である 500 との差額 4,500 万円は譲渡所得として扱われますが、資本金等の額を超えた買い取り価格との差額 5,000 万円がみなし配当となり、配当所得として扱われることになるのです。

株式の譲渡所得となれば、税率は 20.315%となるため、みなし配当に相当する金額については、総合所得で課税されるので、高い税率となる可能性があります。（最大で 50% 超）
（なお、相続が発生し、相続人が納税資金を捻出するため、相続した非上場株式を一定期間内に買い取ってもらう場合は、みなし配当に相当する金額を含む全額が譲渡所得になる特例があります。）

■ 買い主（会社側）のデメリット

資金の社外流出

自社株買いを行う場合は、当然ですが買い取り代金は企業の

現金で賄うので社外へ資金が流出することになり、企業の資金が十分でない場合は、資金繰りを悪化させる要因になることがあります。

自己資本が減少する

預金の流出と同様に、自己資本部分が自己株式としてマイナス表示でされることから自己資本も減少します、金融機関から借入をしている企業であれば、財務指標が悪化することになりますので、事前の金融機関への相談も必要となります。

また、会社法では、株主保護の観点から自社株の買い取りができるケースを限定しています。買い取りができる自社株は、配当を行うことができる財源と同様の分配可能額の範囲内に限られます。

株主の議決権比率が大きく変化する

前述のとおり自社株として取得した株式には議決権がないため、一度に大量の自社株買いが発生すると、残った株主間の議決権比率が想定外に変化する可能性があります。その際には会社運営の決定権限にも影響がありますので、事前にシミュレーション等を行って慎重に進める事が肝要です。

■ まとめ

このように、自社株買いは非上場企業でも利用することができるのですが、その際には、条件ごとにシミュレーションを行うことなどが必要で、専門家のサポートを受けながら進めると安心です。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。





税制改正コラム



令和5年度税制改正要望と改正の動向

令和4年8月末に「令和5年度税制改正要望」が各省庁から出されました。今回の注目テーマは「法人税率・設備投資減税・研究開発税制」と「資産所得倍増プランに関連する税制改正（NISA、従業員向け金融教育減税等）」に対する要望です。

今回は要望項目の中から特に企業経営者に関係のあるものをご紹介します。最後に要望はなかったものの、重要論点になりそうなものを解説します。

1. 中小企業者等の法人税率の特例の延長【法人税】

中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和するとともに、生産性向上に向けた取組みを後押しするため、中小企業者等の法人税率の特例（15%）の2年間延長（令和7年3月31日までに開始する事業年度まで）が要望されました。

法人税率は過去に段階的に引き下げられましたが、最近では見直しの声も上がっており、要望どおり延長されるのか注目したいところです。

<図表> 法人税の税率

対象	資本金	所得区分	税率
大法人	1億円超	—	23.2%
中小法人	1億円以下	年800万円超	
		年800万円以下	本則:19% 特例:15%

2. 中小企業経営強化税制の見直し・延長【法人税・所得税】

中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするため、中小企業経営強化税制の見直しと、2年延長（令和7年3月31日まで）が要望されました。

<図表> 中小企業経営強化税制の概要

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） <small>（A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）</small>	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
D類型	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） <small>（A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）</small>	

出典：経済産業省「令和5年度税制改正に関する経済産業省要望」（https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_r/pdf/1_02.pdf）

また、詳細は不明ですが、「赤字の中小企業」の設備投資促進に資する税制のあり方の検討も要望されました。

3. 中小企業投資促進税制の延長【法人税・所得税】

物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、中小企業投資促進税制の2年延長（令和7年3月31日まで）が要望されました。

<図表> 中小企業投資促進税制の概要

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除 資本金3,000万円超の中小企業 30%特別償却

出典：経済産業省「令和5年度税制改正に関する経済産業省要望」（https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_r/pdf/1_02.pdf）

このほか、「中小企業防災・減災投資促進税制」についても対象設備（耐震装置）を追加した上で、2年延長（令和7年3月31日まで）が要望されました。

4. 研究開発税制の拡充・延長【法人税・所得税】

積極的に投資を行う中小企業の研究開発を推進するため、研究開発税制のうち中小企業に対する優遇措置（中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置）の拡充と2年延長（令和7年3月31日までに開始する事業年度まで）が要望されました。

研究開発税制はメリハリをつけた制度とするために見直しが繰り返し行われ、数年ごとに制度が大きく変わる税制の1つです。研究開発を行っている場合には、改正の動向にご注目ください。

5. 資産所得倍増プランに関連する税制改正要望

政府は、個人がもつ1,000兆円の現預金を投資にシフトさせ、資産所得（配当所得等）を増やして個人の可処分所得を増やす「資産所得倍増プラン」を政策の柱の1つとしています。令和5年度税制改正要望でも、これに伴う制度が金融庁から要望されました。

(1) NISAの抜本的拡充【所得税】

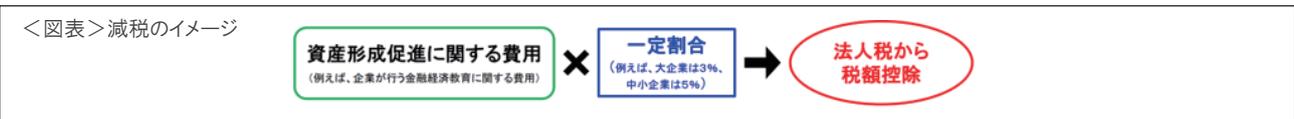
個人金融資産を全世代的に「貯蓄」から「投資」にシフトさせるべく、簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度にするため、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充が要望されました。

<p><要望内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の恒久化 ○ 非課税保有期間の無期限化 ○ 年間投資枠を拡大し、弾力的な積立を可能に ○ 非課税限度額の拡大（簿価残高に限度額を設定） ○ つみたてNISAに一本化 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般NISAの機能を引き継ぎ、「成長投資枠（仮称）」を導入 ② ジュニアNISAの機能を引き継ぎ、対象年齢を「未成年者」まで拡大 	<p>【要望案のイメージ】</p>
---	-------------------

出典：金融庁「令和5年度税制改正要望について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20220831/01.pdf>)

(2) 従業員向け金融教育減税【法人税】

企業による従業員の資産形成に関する取組みを促進する観点から、資産形成促進に関する費用（例：企業が行う金融経済教育に関する費用）の一定割合（例：中小企業は5%）について法人税の税額控除の導入が要望されました。



出典：金融庁「令和5年度税制改正要望について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20220831/01.pdf>)

(3) 資産の世代間移転の円滑化【贈与税】

「教育資金一括贈与非課税制度」や「結婚・子育て一括贈与非課税制度」の2年延長（令和7年3月31日まで）も要望されました。

6. 要望にない項目

各省庁の要望事項は、納税者にとって「減税」となるものが中心です。

一方、現在、並行して行われている政府の税制調査会では令和5年度税制改正で重要論点となりそうなものについて議論が行われており、「増税」となるものも含まれています。

(1) 外形標準課税と中小法人向け優遇措置

近年、「資本金1億円超」の企業が「1億円以下」に減資することで外形標準課税の対象外とする行為が目立ち、「基準」の見直しを検討されています。例えば、従業員数や総資産額など、資本金以外に別の基準が設けられる可能性があります。

また、中小法人向け優遇措置（中小企業者等の法人税率の特例、中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制など）も、同様に対象者の範囲の検討が行われています。

(2) 相続税・贈与税関連

一昨年から「暦年贈与が廃止されるのではないか」という報道があり、駆け込みで贈与をするケースもありましたが、今のところ廃止の予定はなく、代わりに次の2つが検討されています。

- ①「相続時精算課税制度」による生前贈与を増やすため、申告手続きを簡単にして使い勝手をよくすること
- ②亡くなった方から生前に受けた贈与のうち、死亡前3年以内に受けた財産を相続税の課税対象にする「生前贈与加算」について、「3年」という期間を延長すること

まとめ

以上、令和5年度税制改正で変更がありそうな項目について解説しました。

11月には与党の税制調査会も始まり、12月中旬ごろに公表される「令和5年度税制改正大綱」で詳細が判明します。それまでの報道も含め、改正の動向にご注目ください。

助

成

金

活

用

ガ

イ

ド

65 歳超雇用推進助成金 (高年齢者無期雇用転換コース)

「65 歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）」は、50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成する制度です。

■ 助成額

- 1 人につき 48 万円（生産性要件を満たした場合は 60 万円）
- 1 支給申請年度 1 適用事業所あたり 10 人まで

■ 対象労働者

- (1) 申請事業主が雇用している通算雇用期間が6ヶ月以上 5 年未満で50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者であること
- (2) 転換日において 64 歳以上の者でないこと
- (3) 派遣労働者でないこと
- (4) 有期労働契約が繰り返し更新され通算 5 年を超え、労働契約法第 18 条に基づき、労働者からの申し込みにより無期雇用労働者に転換した者でないこと
- (5) 無期雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者でないこと
- (6) 無期雇用転換への転換日の前日から過去 3 年以内に、当該事業主の事業所に無期雇用労働者として雇用されたことがないこと
- (7) 支給申請日の前日において、当該事業主の事業所の雇用保険被保険者であること。



■ 支給要件

- (1) 「無期雇用転換計画書」の計画実施期間の開始日から起算して 6 ヶ月前の日から 3 ヶ月前の日までに（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出し、計画内容について認定を受けていること。
- (2) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること。
- (3) 上記 (2) の制度の規定に基づき、雇用する 50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者（無期雇用転換日において 64 歳以上の者は対象外）を無期雇用労働者に転換すること。
- (4) (2) により転換された労働者を、転換後 6 カ月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後 6 ヶ月分の賃金を支給すること。

<<無期雇用転換計画書の提出までに確認する事項>>

- ① 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度（実施時期が明示されかつ有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限る。）を労働協約又は就業規則その他これに準ずるもの（当該事業所において周知されているものに限る。）に規定している事業主であること
- ② 計画書提出日の前日において、高年齢者雇用等推進者の選任に加え、次のaからgまでの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること
 - a 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
 - b 作業施設・方法の改善
 - c 健康管理、安全衛生の配慮
 - d 職域の拡大
 - e 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
 - f 賃金体系の見直し
 - g 勤務時間制度の弾力化
- ③ 転換した無期雇用労働者を65歳以上まで雇用する見込みがある事業主であること
- ④ 旧制度（高年齢者雇用安定助成金（高年齢者無期雇用転換コース））及び当該助成金の計画書の認定をすでに受けている場合は当該計画が終了又は失効していること

■ 支給申請の手続き

無期雇用転換計画に基づき、無期雇用転換後、**6ヶ月分の賃金を支払った日の翌日から2ヶ月以内に**「65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）支給申請書」に必要な書類を添付して、機構の都道府県支部 高齢・障害者業務課へ支給申請してください。

【添付書類】

- ・対象労働者の転換前及び転換後の労働条件通知書等（写）
- ・対象労働者の賃金台帳等（写）
- ・対象労働者の出勤簿又はタイムカード等（写）
- ・無期雇用転換制度が確認できる規程



ワンポイントアドバイス

◎ この助成金はあまり知られていないのと計画書の作成がかなり煩雑で途中で断念してしまうことが多い助成金です。この助成金はキャリアアップ助成金と違い50歳以上ならば雇用保険だけかけている有期契約のパート社員でも対象となります。

そのため50歳以上でも戦力になっている介護事業所や製造業や小売業などの業種には向いている助成金になります。

◎ 条件が厳しくなりました。

『無期雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者でないこと』についての規定はありましたが、令和4年度においてさらに厳しくなりました。

対象労働者雇用状況等申込書に宣言させることと、さらに対象労働者に記載内容に相違ないことを確認する書類が増えました。

監修：社会保険労務士法人あいパートナーズ 代表社員 岩本 浩一 氏





補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計ではありません。

2022年4月現在、全国で30,000件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

主な支援内容

経営革新等支援機関がサポートします



補助金申請支援

国が公募する補助金の中には、経営革新等支援機関の支援がなければ補助金申請ができないものがあります。例えば、「事業再構築補助金」は、経営革新等支援機関の確認書がなければ補助金申請することができません。

\\設備投資\\ を後押しできます



資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

\\低利融資\\ が受けられます

※融資を確約するものではありません



「経営力向上計画」 策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特徴を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

\\優遇税制\\ が活用できます



「経営改善計画」 策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスク)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

\\事業の立て直し\\ に向けた
計画策定に補助金がでます

中小企業の 持続的な経営を 財務からサポート



資金繰り

決算分析

中期計画

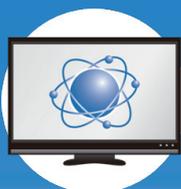
金融機関目線での**財務格付け**の判定

金融機関が求める事業計画書を作成

返済金額の最適化に向けたシミュレーションに対応



特徴① **23の会計ソフトに対応**
主要な会計ソフトに対応しています。



特徴② **データ処理速度が速い**
会計ソフトのデータ取り込み速度は、1秒で対応しています。
※安定した回線速度の場合



特徴③ **協議会会員へ無料提供**
経営革新等支援機関推進協議会の会員である会計事務所は
F+prusを無料で利用できます。

F+prus（エフプラス）は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。
本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画など財務に関するスムーズな支援が可能です。